

2021年7月28日  
全国港湾21 発第12号

四役・中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 柏木 公 廣  
安全対策委員長 真島 勝 重



### 公文第5号(7/5付)「揚貨装置の安全点検…」の取り組みについて

21年6月3日に発生した、門型クレーンの落下事故を重大に受け止め、全国港湾は、公文第5号を発出して、安全点検の行動の取り組み指示を行った。これをふまえ、各単組・各地区において点検行動が取り組まれているが、その具体的対応について、いくつかの問い合わせがある。そのため、この取り組みをより有効で実践的なものとして推進すべく、下記の通り指示するので、各単組・地区港湾においての取り組みに活かされたい。

#### 記

1. 一義的な問題意識は「人身事故にならなければ荷役機器の点検・安全確認をおろそかにするのか！」との安全軽視への継承の取り組みであり、キャンペーン行動でもあるということである。また、安全専門委員会での問題提起にも拘らず、日港協自身が「調査してから」といった姿勢であり、これを待っていては遅きに失するという危機感である。
2. 以上の認識を共有し、公文第5号について下記の通り整理し、取り組まれたい。
  - (1) 事故を起こした本船は、同型シリーズ船で、本船名は公文第5号に記した通りであり、船主・運航船社による安全確認証(サーベアなど第三者機関の証明)の提示を、元請・船社に求め、それが行われない間は作業しないことを徹底すること。
  - (2) また、その証明を舷門に「安全確認証」として掲示するよう取り組み、本船側責任者とフォーマンによる確認の後、作業前点検を行って作業開始とすること。
  - (3) 当該本船が、ファーストポートである場合は、特に上記(1)(2)を徹底し、セカンドポート以降の港においては、舷門に「安全確認証」の掲示があることを、本船側責任者とフォーマンによる確認を求め、作業前ミーティングや作業前点検の後に就労するよう徹底すること。この日常行為なきときは、就労しない気風を造ること。

- (4) ギアバルク社の同型船名は、公文第5号において示した通りであるが、同様に門型クレーンを搭載した本船(MEU ARROW号)が運航されており、7月29日に横浜港、8月1日に名古屋港、新居浜港、その後大阪港に寄港する予定との情報が入っている。このような場合は、上記(1)～(3)を徹底するよう対処すること。
- (5) これらと別の本船であっても、門型クレーン搭載船、或は在来船をはじめ本船ギア搭載船についても安全点検を行うこと。この場合、強いてサーベアを含む第三者機関の証明を求めるものではないが、船社側の責任による点検(船員による試行などの作業前点検)をフォーマンに求め、船社と港運側との安全確認の徹底を図ること。このことは、今般の事故を安全確保の教訓として生かし、その気風を定着させていく機会として捉え重視されたい。
- (6) 本船搭載の揚貨装置以外に、荷役機器(クレーン等)においても今般の事故と同様なケースを発生させる懸念は否定できない。したがって、港湾管理者やターミナル運営者など、荷役機器(クレーン等)所有者と綿密な連携を取り安全点検を推進されたい。

### 3. パトロール行動と報告について

- (1) 取り組み方法は、地区港湾議長(委員長)、並びに当該港の単組組織責任者に委ねる。したがって、各単組は、地区港湾の取り組みに関する縦指示、及び、当該組織内に対する取り組み指示を行うこと。
- (2) 取り組み期間は8月末を第一次集約とし、安全専門委員会への報告は9月10日(金)を目途、メール・FAXなどで行うこと。酷暑の中での取り組みを考慮し、第二次集約(最終)を9月末とし、熱中症などの対策にも考慮されたい。
- (3) 報告要件
- ① 行動実施日
  - ② 対象本船の隻数及び本船名
  - ③ 点検の結果において判明したこと
    - ・ 点検結果(問題なしも含めて)
    - ・ 問題(不安全)のあった点(箇所)
    - ・ 改善・改修を申し入れたこと(本船名・改修箇所)
    - ・ 定期検査結果(月次・年次)の開示の有無
    - ・ その他の特徴的事項

以上